

## 阿賀野市告示第51号

## 市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

阿賀野市長 加藤博幸

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1 区域変更の路線及び区間 | 別紙のとおり    |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり    |
| 3 供用開始の期日     | 令和8年3月23日 |

## 区域変更

区分		路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
変更	前	13108	弥生町7号線	金田町 593番地先	金田町 18番地先	352.4	4.7～ 13.1	
	後			金田町 595番11地先	金田町 582番3地先	147.5	6.1～ 13.1	
変更	前	13250	弥生町18号線	金田町 503番11地先	金田町 503番13地先	50.4	6.0～ 20.9	
	後			金田町 501番5地先		120.6	5.8～ 20.9	
変更	前	13284	上中野目庄ヶ宮線	上中野目字沢海 126番地先	庄ヶ宮字家浦 202番1地先	797.9	4.4～ 8.8	
	後			上中野目字久柵添 40番9地先		535.4		
変更	前	13317	上中野目里線	庄ヶ宮字細田 435番地先	里字久保田 322番地先	956.4	3.0～ 7.7	
	後			上中野目字沢海 126番1地先		1,128.6		
変更	前	13559	弥生町20号線	庄ヶ宮字野地 520番1地先	庄ヶ宮字野地 519番2地先	143.4	5.0	
	後				金田町 18番地先	304.0	4.7～ 7.7	
変更	前	33018	姥ヶ橋22号線	姥ヶ橋字腰廻 697番地先	姥ヶ橋字腰廻 701番地先	57.4	2.5～ 4.8	
	後			姥ヶ橋字腰廻 701番9地先	姥ヶ橋字腰廻 702番3地先	84.6	6.0～ 13.0	

## 供用開始

区分		路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
変更	前	13108	弥生町7号線	金田町 593番地先	金田町 18番地先	352.4	4.7~ 13.1	
	後			金田町 595番11地先	金田町 582番3地先	147.5	6.1~ 13.1	
変更	前	13250	弥生町18号線	金田町 503番11地先	金田町 503番13地先	50.4	6.0~ 20.9	
	後			金田町 501番5地先		120.6	5.8~ 20.9	
変更	前	13284	上中野目庄ヶ宮線	上中野目字沢海 126番地先	庄ヶ宮字家浦 202番1地先	797.9	4.4~ 8.8	
	後			上中野目字久柵添 40番9地先		535.4		
変更	前	13317	上中野目里線	庄ヶ宮字細田 435番地先	里字久保田 322番地先	956.4	3.0~ 7.7	
	後			上中野目字沢海 126番1地先		1,128.6		
変更	前	13559	弥生町20号線	庄ヶ宮字野地 520番1地先	庄ヶ宮字野地 519番2地先	143.4	5.0	
	後				金田町 18番地先	304.0	4.7~ 7.7	
変更	前	33018	姥ヶ橋22号線	姥ヶ橋字腰廻 697番地先	姥ヶ橋字腰廻 701番地先	57.4	2.5~ 4.8	
	後			姥ヶ橋字腰廻 701番9地先	姥ヶ橋字腰廻 702番3地先	84.6	6.0~ 13.0	